

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

平成27年4月17日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 イオンタウン株式会社
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンタウン釜石 釜石市港町二丁目1番1号
- (3) 変更しようとする事項 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更する年月日 平成27年6月1日
- (5) 変更の理由 施設運営計画の見直しのため

2 届出年月日 平成27年4月2日

3 縦覧場所 沿岸広域振興局経営企画部及び釜石市役所